

確認検査業務手数料

【建築物】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	確認申請 省エネ物件は別途加算手数料有り	中間検査	完了検査 省エネ物件は別途加算手数料有り
①三号特例建築物	100㎡以下	36,000	46,000	46,000
	200㎡以下	47,000	60,000	60,000
②木造一戸建ての住宅 地上2階以下 構造仕様規定	100㎡以下	45,000	49,000	49,000
	200㎡以下	56,000	63,000	63,000
③木造一戸建ての住宅 地上3階以下 許容応力度計算	100㎡以下	59,000	51,000	51,000
	200㎡以下	75,000	65,000	65,000
④その他	100㎡以下	66,000	51,000	51,000
	200㎡以下	82,000	65,000	65,000
	300㎡以下	138,000	92,000	92,000
	1,000㎡以下	200,000	148,000	158,000
	2,000㎡以下	270,000	194,000	209,000
	4,000㎡以下	374,000	240,000	255,000
	6,000㎡以下	462,000	337,000	352,000
	8,000㎡以下	509,000	360,000	378,000
	10,000㎡以下	556,000	383,000	403,000
	20,000㎡以下	748,000	480,000	500,000
	50,000㎡以下	956,000	577,000	607,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積	別途見積

※ ①三号特例建築物とは法第6条の4第三号の建築物とし構造計算書の添付がある場合は④その他欄の手数料とします。

※ ②・③の一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含みます。

※ ②の構造仕様規定とは、在来軸組工法又は枠組壁工法の仕様規定の範囲の計画で必要事項を仕様表等に記載し基礎伏図、小屋伏図、各階床伏図、軸組図の添付を省略したものに限りです。仕様規定のただし書き等に基づく部分的な構造計算を行う場合は③の料金を適用します。

※ ③の許容応力度計算とは一貫計算ソフトを使用した在来軸組工法に限りです。

【型式部材等製造者認証物件手数料】

(単位：円/非課税)

床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
100㎡以下	30,000	38,000	38,000
200㎡以下	41,000	47,000	47,000
300㎡以下	65,000	60,000	60,000
1,000㎡以下	106,000	93,000	98,000
2,000㎡以下	136,000	120,000	125,000

※ 構造計算書の添付がある場合は【建築物】④その他欄の手数料とします。

【昇降機・小荷物専用昇降機・工作物】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	確認申請	完了検査
昇降機・小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証を受けたもの	20,000	25,000
	上記以外のもの	35,000	40,000
工作物（令第138条第1項）	高さ10.0m以下（第五号の擁壁は5m以下）	35,000	35,000

※ 建築物の確認検査に昇降機の申請も含まれる場合（法第6条第1項三号建築物の同時確認検査申請も含む）は、昇降機の区分に応じた額を加算します。

【確認申請加算手数料】

(単位：円/非課税)

区分		手数料
意匠 防火避難規定等	省エネ仕様基準 (H28告示266号：省エネ基準) (R4告示1106号：誘導基準) ・省エネ適合性判定は、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料をご確認ください	一戸建ての住宅 20,000
		共同住宅等 ※ 5,000×住戸
	天空率（床面積200㎡以下） ・道路、隣地、北側各斜線ごとに加算	領域3以下 5,000
		領域4以上 10,000
	天空率（床面積200㎡超） ・道路、隣地、北側各斜線ごとに加算	領域3以下 10,000
		領域4以上 20,000
	バリアフリー法 第14条の審査	20,000
	土砂災害特別警戒区域内における構造検討書 ・規模等により α を加算	50,000 + α
	京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準 (確認申請時に住宅性能評価書等を添付する場合を除く)	別途見積
	崖地条例等における構造検討 ・規模等により α を加算 ・法第19条第4項による検討も含む	35,000 + α
	あらかじめの検討	別途見積
	避難安全検証法 ・区画避難、階避難、全館避難の区分・規模等により α を加算	40,000 + α
	耐火・防火区画性能検証法	別途見積
構造	延焼防止建築物等（令136条の2第一号口）	別途見積
	延焼防止建築物等（令136条の2第二号口）準防木3	10,000
	構造上の棟数が2以上に係る加算手数料	30,000×（構造上の棟数-1）
	構造ルート2・ルート3 審査加算手数料	50,000円
	限界耐力計算法	別途見積
	エネルギー法	別途見積
	特定天井	別途見積
	免震建築物	別途見積
	特殊な構造計画と判断したもの ・任意フレーム解析ソフトによる構造計算 ・併用構造（例：鉄骨造+木造）	30,000 + α
	既存不適格建築物への遡及適用	別途見積
	耐震診断付き	別途見積

※ 共同住宅等とは、一戸建て住宅以外の住宅（長屋・共同住宅・寄宿舍・下宿）とする。

【その他の手数料】

(単位：円/税込)

区分	手数料
誤記訂正による再交付手数料	4,400
各種証明書（確認・中間・完了）発行手数料	4,400
正本閲覧手数料 ※	11,000

※ 正本の閲覧は当社職員立会いのもと閲覧頂けます（事前に関覧日をご連絡ください）。なお複写や写真撮影並びに第三者様による閲覧はお断りしております。

【検査加算手数料】

(単位：円/非課税)

区分		手数料
意匠 防火避難規定等	軽微な変更に関する審査（建築物）※1	軽易なもの（錯誤訂正等） 0
		上記以外のもの 4,000
	軽微な変更に関する審査（省エネ）※2 ・省エネ適合性判定に係る軽微な変更（ルートB）	軽易なもの 0
		相当な審査を要するもの 4,000
		他機関で省エネ適判の交付を受けたもの 8,000
	軽微な変更に関する審査（省エネ） ・省エネ適判から省エネ仕様基準への変更	20,000
	バリアフリー法 第14条の検査	20,000
	京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準 （完了検査申請時に住宅性能評価書等を添付する場合を除く）	別途見積
	あらかじめの検討	別途見積
	避難安全検証法 ・区画避難、階避難、全館避難の区分・規模等により α を加算	40,000 + α
構造	耐火・防火区画性能検証法	別途見積
	限界体耐力計算法	別途見積
	エネルギー法	別途見積
	特定天井	別途見積
	免震建築物	別途見積
検査	既存不適格建築物への遡及適用	別途見積
	追加説明書の審査手数料	別途見積
	再検査手数料	検査申請料金と同額
	検査予約のキャンセル（前日13時以降）	10,000

※1 単独で提出された軽微な変更（建築物）については直後の中間若しくは完了検査手数料に加算します。また完了検査の結果により軽微な変更報告書（建築物）の提出を求めた場合も同様に検査手数料に加算します。軽微変更の手続きは1報告毎に手数料が生じますので、中間・完了検査前にできる限りまとめた手続きをお願いします。

※2 完了検査の結果により軽微な変更報告書（省エネ）の提出を求めた場合も同様に検査手数料に加算します。

【遠隔地手数料】 ※検査毎に加算する

(単位：円/非課税)

地域		手数料
京都府	京丹波町	10,000
	京丹後市・与謝野町・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市	20,000
滋賀県	長浜市	10,000
大阪府	下記以外の地域 能勢町・豊能町・島本町・茨木市・高槻市・枚方市・寝屋川市	20,000

【省エネ適合性判定等に係る完了検査の割増料金】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	省エネ適合性判定通知書を I-PECで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
一戸建ての住宅 ②～③区分	200㎡以下	10,000	20,000
その他	100㎡以下	16,000	33,000
	200㎡以下	24,000	49,000
	300㎡以下	27,000	55,000
	1,000㎡以下	44,000	88,000
	2,000㎡以下	49,000	99,000
	4,000㎡以下	55,000	110,000
	6,000㎡以下	60,000	121,000
	8,000㎡以下	66,000	132,000
	10,000㎡以下	71,000	143,000
	20,000㎡以下	99,000	198,000
	50,000㎡以下	110,000	220,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積

※仮使用認定において省エネ検査を伴う場合は上記面積区分に応じた手数料を仮使用認定申請時及び完了検査時に加算します。

※上記手数料はモデル建物法を想定しており標準入力法の場合は別途応談とします。

※一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含み、木造の在来軸組工法に限ります。

※以下のいずれかの手続きで省エネの適合性を判断した場合は上記料金を加算します。(建設評価書の交付を受ける場合は除きます。)

- 1.省エネ適合性判定 (建築物省エネ法11条1項)
- 2.設計住宅性能評価 (建築物省エネ法規則2条2号)
- 3.長期優良住宅認定書 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 4.長期使用構造等の確認 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 5.省エネ法の大員認定 (建築物省エネ法規則8条1号)
- 6.性能向上認定 (建築物省エネ法規則8条2号)
- 7.低炭素認定 (建築物省エネ法規則8条3)

【仮使用認定】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100㎡以下	57,000
	200㎡以下	70,000
	300㎡以下	90,000
	1,000㎡以下	147,000
	2,000㎡以下	187,000
その他	100㎡以下	78,000
	200㎡以下	99,000
	300㎡以下	141,000
	1,000㎡以下	237,000
	2,000㎡以下	313,000
	4,000㎡以下	382,000
	6,000㎡以下	528,000
	8,000㎡以下	567,000
	10,000㎡以下	604,000
	20,000㎡以下	750,000
	50,000㎡以下	910,000
	50,000㎡超	別途見積

※ 仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等が含まれる場合は上記手数料に昇降機等の完了検査手数料を加算します。

※ 昇降機・小荷物専用昇降機及び工作物の仮使用認定手数料はそれぞれの完了検査手数料と同額とします。

■確認手数料

- 1.原則として確認申請書に記載する申請部分の面積を手数料算定床面積とします（新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更においても同じ）。
- 2.同一棟増築や部分的な改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替または用途変更の場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分（同一棟）の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定床面積とします。ただし申請以外の部分の確認審査が限定的な場合は加算面積を減額できるものとします（検査手数料についても同じ）。
- 3.追加説明書の審査が必要な場合は、当初の確認検査手数料と同額を再審査手数料とします。ただし再審査範囲が限定される場合は10,000円を下限に減額できるものとします。
- 4.審査に要した時間が設計者に起因する事情等により弊社が想定する審査時間を上回る場合は確認手数料を加算することがあります。

■計画変更手数料

- 1.計画変更確認申請を行う場合の手数料算定の床面積は、意匠、構造又は設備毎に当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2で算定します。床面積の合計の上限は、計画変更後の建築物の延べ床面積とします。また、床面積に反映されない変更については別途応談とします。
- 2.建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え適用します。
- 3.他機関（特定行政庁含む）にて確認済証の交付を受けた物件の計画変更確認申請は、新規の確認申請とみなして手数料を算定します。
- 4.【建築物】の計画変更申請のうち小規模な変更（敷地面積減少や配置変更等）に限られる場合の手数は36,000円とします。
- 5.【型式部材等製造者認証】の計画変更申請のうち小規模な変更（敷地面積減少や配置変更等）に限られる場合の手数は30,000円とします。

■検査手数料

- 1.他機関（特定行政庁含む）にて確認済証の交付を受けた物件の中間検査、仮使用認定及び完了検査の場合は、新規の確認申請とみなして確認手数料を検査・認定手数料に加算します。ただし、手数料加算は初回のみとし、二回目以降の中間検査、仮使用認定及び完了検査の申請時には手数料の加算は行いません。
- 2.遠隔地手数料表に記載のある市町村等は、それぞれの遠隔地手数料が必要となります。一箇所複数物件を同時に検査する場合の料金につきましては別途ご相談下さい。
- 3.再検査を実施する場合は、当初の検査手数料と同額を再検査手数料とします（遠隔地の遠隔地追加検査手数料を加算した金額）。ただし再検査範囲が限定される場合は10,000円を下限に減額できるものとします。
- 4.完了検査時に軽微な変更ではなく、本来検査申請前に計画変更を行うべき変更内容を追加説明書で報告する場合には、計画変更と同等の手数を追加加算する場合があります。
- 5.仮使用認定申請の手数料算定面積は仮使用部分の面積とし、その後の完了検査手数料算定面積には仮使用認定部分の面積を除外して算定します。ただし仮使用認定申請を他機関（特定行政庁含む）で行っている場合は除外して算定することはできません。
- 6.省エネ判定対象建築物の完了検査において、検査対象範囲が少なく検査時間の短縮が認められる場合は割増料金を減額できるものとします。

■共通

- 1.手数料の納付は各種受付時に銀行振込又は現金でお願いします。銀行振込でお支払いの場合は各種受付日までにご入金をお願いします。なお銀行振込にてお支払いいただいた際に発行される「振込明細書」または「ご利用明細書」をもって、原則として領収書の代わりとさせていただきます。
- 2.書面交付による確認済証等の再発行はしていません。交付済であることの各種証明書（確認済証・中間検査合格証・完了検査証）については、【その他の手数料】表に準じます。
- 3.誤記訂正により確認済証等を再交付する場合は、【その他の手数料】表に準じます。
- 4.確認検査手数料は「計画通知」の手数料についても同様に準用します。
- 5.本規程に定めのない事項については別途協議し定めることができるものとします。

■付則

- 1.本手数料は令和7年4月1日の本受付分より適用します。
- 2.令和7年3月31日以前に確認済証を交付した中間検査又は完了検査の手数は従前の手数を適用します。
- 3.令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、法第6条区分が変更となり確認の特例外となる建築物で追加審査が必要な場合は、以下の手数料を検査申請時に加算します。なお追加審査が構造計算書一式となる場合は計画変更の手続きを行ってください。
 - ・特定木造建築物に係る構造仕様規定の審査が必要な場合 15,000円（非課税）・・・中間検査申請時
 - ・仕様基準による省エネ基準の審査が必要な場合 20,000円（非課税）・・・完了検査申請時
- 4.令和7年3月31日以前に確認を受付し令和7年4月1日以降に確認済証を交付する建築物のうち法第6条区分が変更となり確認の特例外となる建築物については、令和7年4月1日施行する手数料を適用します。

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

【別表3-1 非住宅】 (単位：円/税込)

区分	床面積合計	工場等以外	工場等
モデル建物法	100㎡以下	66,000	22,000
	200㎡以下	99,000	44,000
	300㎡以下	110,000	55,000
	1,000㎡以下	176,000	77,000
	2,000㎡以下	198,000	88,000
	4,000㎡以下	220,000	143,000
	6,000㎡以下	242,000	143,000
	8,000㎡以下	264,000	165,000
	10,000㎡以下	286,000	165,000
	20,000㎡以下	396,000	220,000
	50,000㎡以下	440,000	275,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積
区分	床面積合計	工場等以外	工場等
モデル建物法以外	100㎡以下	99,000	55,000
	200㎡以下	110,000	77,000
	300㎡以下	220,000	132,000
	1,000㎡以下	330,000	220,000
	2,000㎡以下	363,000	220,000
	4,000㎡以下	440,000	275,000
	6,000㎡以下	495,000	275,000
	8,000㎡以下	528,000	330,000
	10,000㎡以下	550,000	330,000
	20,000㎡以下	660,000	418,000
	50,000㎡以下	770,000	495,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積

※非住宅建築物の場合の申請対象床面積は、計算対象部分の床面積の合計とします。
※棟ごとの床面積でそれぞれ料金を算定し、住宅・非住宅の複合建築物の申請料金は、別表3-1と3-2を加算した金額とします。

【別表3-2 住宅】

(単位：円/税込)

区分	床面積合計	標準計算ルート	併用計算ルート	併願申請
一戸建ての住宅		49,500	44,000	16,500
共同住宅等	住戸	143,000 (基本料金) +4,400 (戸当料金) ×住戸数	99,000 (基本料金) +2,200 (戸当料金) ×住戸数	4,400 (戸当料金) × 住戸数
	住棟	143,000 (基本料金) +4,400 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金)	99,000 (基本料金) +2,200 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金)	4,400 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金) ※ ※共用部審査が必要な場合 のみ加算する

※1 併用計算ルートとは、計算方法が外皮計算又は一次エネルギー消費量計算において、仕様計算ルートと標準計算ルートの混在した計算方法で提出されるものとします。

※2 併願申請とは、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術審査、BELS、フラット35（省エネ関係の基準を満たすもの）、住宅性能証明（省エネ基準を満たすもの）、住宅省エネルギー性能証明の当機関審査済図書のうち同じ計算内容のものとしてします。

※3 共同住宅等とは、一戸建て住宅以外の住宅（長屋・共同住宅・寄宿舍・下宿）とします。

※4 長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とします。（併願申請の場合は、共同住宅の料金とします。）

※5 複合建築物の場合で、住宅（住戸）部分を仕様計算ルートとされる場合は、別表3-2標準計算ルートの2分の1を乗じた金額に別表3-1の金額を加算します。

※6 計画変更申請料金は、上記の料金を適用します。

※7 軽微変更該当証明の申請料金は、当初申請された申請料金に2分の1を乗じた金額とします。
ただし、直前の適合性判定を当機関以外で受けている場合は、別表3-1、3-2の料金を適用します。

※8 誤記による訂正又は紛失等による適合判定通知書もしくは軽微変更該当証明書の再交付の場合は、一通につき各4,400円（税込）とします。

適合証明業務手数料

【新築：一戸建て・連続建て/戸・重ね建て/戸】

基本料金表

(単位：円/税込)

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
竣工済特例以外	22,000	11,000	33,000
竣工済特例	55,000		
建設性能評価活用 (当該申請を当機関に申請)	—	—	11,000
長期優良住宅・設計住宅性能評価活用 (当該申請を当機関に申請)	—	11,000	33,000

加算料金表 ※下記審査が必要な場合は、最も早い検査申請時に加算してください。

(単位：円/税込)

【フラット35】S及びZEH基準の種別		加算料金
省エネルギー性	性能基準	22,000
	仕様基準	5,500
耐震性	壁量計算	16,500
	構造計算	33,000
バリアフリー性		11,000
耐久性・可変性		11,000
ZEH	下記以外	11,000
	BELS評価による場合	—
省令準耐火		22,000

【新築：共同建て】

基本料金表

(単位：円/税込)

	設計検査	竣工現場検査
フラット35登録マンション以外	$132,000 + 3,300 \times \text{戸数}$	$77,000 + 3,300 \times \text{戸数}$
フラット35登録マンション	$132,000 + 3,300 \times \text{戸数}$	$77,000 + 1,100 \times \text{戸数}$
建設性能評価活用 (当該申請を当機関に申請)	—	77,000

加算料金表 ※下記審査が必要な場合は、最も早い検査申請時に加算してください。

(単位：円/税込)

【フラット35】S及びZEH基準の種別		加算料金
省エネルギー性	性能基準	$33,000 + 2,200 \times \text{戸数}$
	仕様基準	$5,500 \times \text{戸数}$
耐震性		110,000
バリアフリー性		$11,000 \times \text{戸数}$
耐久性・可変性		$11,000 \times \text{戸数}$
ZEH	下記以外	$11,000 \times \text{戸数}$
	BELS評価による場合	—
省令準耐火		$11,000 \times \text{戸数}$

【賃貸住宅】

基本料金表

(単位：円/税込)

	設計検査	竣工現場検査
基本料金	66,000	66,000+5,500×戸数

加算料金表 ※下記審査が必要な場合は、最も早い検査申請時に加算してください。

(単位：円/税込)

		加算料金
省エネルギー性	性能基準	22,000×戸数
	仕様基準	5,500×戸数
安全性・防犯性		11,000×戸数
遮音性		11,000×戸数
省令準耐火		11,000×戸数

【中古住宅：一戸建て】

基本料金表

(単位：円/税込)

	設計検査	竣工現場検査
フラット35・財形住宅	一般及び優良（開口部断熱、外壁等断熱）	77,000
フラット35リノベ	一般	別途見積

加算料金表 ※下記審査が必要な場合は、下記料金を加算してください。

(単位：円/税込)

【フラット35】S及びZEH基準の種別		加算料金
省エネルギー性	性能基準	55,000
	仕様基準	33,000
耐震性		別途見積
バリアフリー		33,000
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		22,000
耐久性・可変性		別途見積
ZEH	下記以外	別途見積
	BELS評価による場合	別途見積
耐久性基準現地確認		77,000

※申請対象建築物の建築確認日が昭和56年5月31日以前の物件又は建築確認日が確認できない物件で、新築 時期（建物登記事項証明書に記載の「表示登録の原因及びその日付」に記載された日）が昭和58年3月31日 以前の物件の料金については個別相談とする。

【中古住宅：連続建て・重ね建て・マンション】

基本料金表

(単位：円/税込)

	設計検査	竣工現場検査
フラット35・財形住宅	一般及び優良（開口部断熱、外壁等断熱）	110,000
フラット35リノベ	一般	別途見積

加算料金表 ※下記審査が必要な場合は、下記料金を加算してください。

(単位：円/税込)

【フラット35】S及びZEH基準の種別		加算料金
省エネルギー性	性能基準	55,000
	仕様基準	33,000
耐震性		別途見積
バリアフリー		33,000
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		22,000
耐久性・可変性		別途見積
ZEH	下記以外	別途見積
	BELS評価による場合	別途見積
耐久性基準現地確認		110,000

※申請対象建築物の建築確認日が昭和56年5月31日以前の物件又は建築確認日が確認できない物件で、新築 時期（建物登記事項証明書に記載の「表示登録の原因及びその日付」に記載された日）が昭和58年3月31日 以前の物件の料金については個別相談とする。

【リフォーム融資】

(単位：円/税込)

区分	工事種類	手数料
高齢者向け返済特例	部分的バリアフリー工事	99,000
	ヒートショック対策工事	99,000
	耐震改修工事	別途見積
	エネルギー消費性能向上工事	154,000
	その他融資対策工事	別途見積
耐震改修	耐震改修工事	別途見積
	その他融資対策工事	別途見積
グリーンリフォーム	エネルギー消費性能向上工事	154,000
	その他融資対策工事	別途見積

※耐震診断のために活用できる書類は以下のものです。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定通知書の写し

耐震補強工事について国、地方公共団体等の補助金の対象となることが 確認できる書類

(財)日本建築防災協会に基づく耐震診断の結果報告書

※申請対象建築物の建築確認日が昭和56年5月31日以前の物件又は建築確認日が確認できない物件で、新築 時期（建物登記事項証明書に記載の「表示登録の原因及びその日付」に記載された日）が昭和58年3月31日 以前の物件の料金については個別相談とする。

【遠隔地手数料<共通>】 ※検査毎に加算する

(単位：円/税込)

地域		手数料
京都府	京丹波町	11,000
	京丹後市・与謝野町・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市	22,000
滋賀県	長浜市	11,000
大阪府	下記以外の地域 能勢町・豊能町・島本町・茨木市・高槻市・枚方市・寝屋川市	22,000

※当機関で同時に2種類以上の検査を実施する場合は、いずれかの検査にて遠隔地手数料を加算いたします。

【その他<共通>】

(単位：円/税込)

手続きの種類	申請手数料
単独検査（新築・賃貸）	11,000
再検査	22,000
再交付	4,400

※建築確認が当機関以外の場合は、新築と賃貸住宅について設計検査料金に¥33,000（税込）加算します。

※当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請が行われることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合には加算不要です。

※検査申請時、省エネルギー性の内容に変更が生じる場合（他機関の認定書等を添付後に変更が生じる場合を含む）は、表の加算手数料の半額が適用されます。その際、1,000円を上限に切り捨てることができます。ただし、他申請において変更内容が確認されている場合は、加算不要です。

住宅性能評価業務手数料

【新築：一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

区分	床面積合計	設計住宅性能評価	併願申請	建設住宅性能評価		他機関による確認申請の 設計住宅性能評価
一般の住宅	200㎡以下	66,000	44,000	121,000		143,000
	200㎡超	110,000	99,000	165,000		220,000
型式製造者認証の 住宅	200㎡以下	44,000	2回	74,800	114,400	
			3回	90,200	129,800	
			4回	110,000	145,200	
	200㎡超	55,000	2回	82,500	132,000	
			3回	101,200	150,700	
			4回	118,800	168,300	
設計住宅性能評価 加算	長期使用構造等の確認を併せて行う場合					7,700

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※建設評価において『6-3室内空気中の科学物質の濃度等の測定』を評価する場合は別途見積もりとします。以下、共同住宅等においても同様とします。

【計画変更：一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

床面積合計	変更設計住宅性能評価	変更建設住宅性能評価
200㎡以下	上記区分の1/2	66,000
200㎡超	上記区分の1/2	88,000
評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）	4,400	4,400
長期使用構造等の確認を併せて行う場合	4,400	—

【その他：一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

手続きの種類	床面積合計	申請手数料
再検査	200㎡以下	22,000
	200㎡超	33,000
評価書再交付	評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）	4,400
検査報告書の再交付	長期使用構造等の確認を併せて行う場合	4,400
取り下げ届（既に受理・契約した評価料金は返金できません）		0

【新築：共同住宅等（設計住宅性能評価）】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	選択項目	申請手数料	併願申請
500㎡以下	必須項目のみ	99,000+13,200×戸数	99,000+8,800×戸数
	選択項目あり	99,000+14,300×戸数	99,000+9,900×戸数
1,000㎡以下	必須項目のみ	110,000+12,100×戸数	110,000+7,700×戸数
	選択項目あり	110,000+13,200×戸数	110,000+8,800×戸数
2,000㎡以下	必須項目のみ	121,000+11,000×戸数	121,000+6,600×戸数
	選択項目あり	121,000+12,100×戸数	121,000+7,700×戸数
3,000㎡以下	必須項目のみ	132,000+9,900×戸数	132,000+5,500×戸数
	選択項目あり	132,000+11,000×戸数	132,000+6,600×戸数
5,000㎡以下	必須項目のみ	176,000+8,800×戸数	176,000+4,400×戸数
	選択項目あり	176,000+9,900×戸数	176,000+5,500×戸数
7,000㎡以下	必須項目のみ	187,000+7,700×戸数	187,000+3,300×戸数
	選択項目あり	187,000+8,800×戸数	187,000+4,400×戸数
10,000㎡以下	必須項目のみ	231,000+7,700×戸数	231,000+3,300×戸数
	選択項目あり	231,000+8,800×戸数	231,000+4,400×戸数
10,000㎡超	必須項目のみ	別途見積	別途見積
	選択項目あり	別途見積	別途見積

※申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は 下表に掲げる額を加算します。

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※評価基準の1-2・1-4・1-5に関しては、選択した場合も必須項目のみの料金を適用します。

※変更設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1回の変更に付き、上表に掲げる料金の額（長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は 下表に掲げる額を加算した額）の1/2とします。ただし、評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）の場合は、1住戸当たり4,400円（税込）します。

※対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を他機関が行っている場合の変更設計住宅性能評価の料金は、上表に掲げる料金とします。

【長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	申請手数料
1,000㎡以下	7,700×戸数
2,000㎡以下	7,700×戸数
3,000㎡以下	7,700×戸数
5,000㎡以下	7,700×戸数
7,000㎡以下	7,700×戸数
10,000㎡以下	7,700×戸数
10,000㎡超	別途見積

【型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等の評価料金】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	項目	選択項目	検査2回	検査3・4回
1,000㎡以下	設計住宅性能評価	必須項目のみ	77,000+5,500×戸数	88,000+5,500×戸数
		選択項目あり	77,000+6,600×戸数	88,000+6,600×戸数
	変更設計住宅性能評価	—	22,000+1,100×戸数	33,000+1,100×戸数
	建設住宅性能評価	—	77,000+7,700×戸数	110,000+7,700×戸数
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	121,000+7,700×戸数	176,000+7,700×戸数
	変更建設住宅性能評価	—	22,000+7,700×戸数	33,000+7,700×戸数
1,000㎡超	設計住宅性能評価	必須項目のみ	88,000+5,500×戸数	99,000+5,500×戸数
		選択項目あり	88,000+6,600×戸数	99,000+6,600×戸数
	変更設計住宅性能評価	—	33,000+1,100×戸数	33,000+1,100×戸数
	建設住宅性能評価	—	99,000+7,700×戸数	121,000+7,700×戸数
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	143,000+7,700×戸数	198,000+7,700×戸数
	変更建設住宅性能評価	—	33,000+7,700×戸数	44,000+7,700×戸数

※申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は下表に掲げる額を加算します。

※評価基準の1-2・1-4・1-5に関しては、選択した場合も必須項目のみの料金を適用します。

【長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算（型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等）】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	検査2回	検査3・4回
1,000㎡以下	7,700×戸数	7,700×戸数
1,000㎡超	7,700×戸数	7,700×戸数

【新築：共同住宅等（建設住宅性能評価）】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	申請手数料
500㎡以下	44,000×検査回数+13,200×戸数
1,000㎡以下	55,000×検査回数+12,100×戸数
2,000㎡以下	66,000×検査回数+12,100×戸数
3,000㎡以下	77,000×検査回数+11,000×戸数
5,000㎡以下	88,000×検査回数+9,900×戸数
7,000㎡以下	99,000×検査回数+9,900×戸数
10,000㎡以下	110,000×検査回数+9,900×戸数
10,000㎡超	別途見積

※変更建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1回の変更に付き、上表に掲げる料金の額の1/2とします。ただし、評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）の場合は、1戸当たり4,400円（税込）とします。

※対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を他機関が行っている場合の変更建設住宅性能評価の料金は、上表に掲げる料金とします。

※建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係る設計住宅性能評価を他機関が行っている場合の建設住宅性能評価の料金は、上表に掲げる料金の3/2の額とします。

※遠隔地割増手数料は、遠隔地手数料に準じます。

【新築：共同住宅等（劣化対策等級 2 又は 3、その他等級 1 の場合）】

(単位：円/税込)

	評価料金
設計住宅性能評価	44,000（基準額）+6,600×戸数
建設住宅性能評価	77,000（基準額）+6,600×戸数

※3階建以下で、当機関にて確認申請を行った場合に限りです。

【その他：共同住宅等（共通）】

(単位：円/税込)

手続きの種類	申請手数料
再検査	33,000
評価書再交付（1住戸あたり）	4,400
検査報告書の再交付（1検査あたり）	4,400
取り下げ届（既に受理・契約した評価料金は返金できません）	0

【遠隔地手数料】 ※検査毎に加算する

(単位：円/税込)

地域		手数料
京都府	京丹波町	11,000
	京丹後市・与謝野町・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市	22,000
滋賀県	長浜市	11,000
大阪府	下記以外の地域 能勢町・豊能町・島本町・茨木市・高槻市・枚方市・寝屋川市	22,000

※当機関で同時に2種類以上の検査を実施する場合は、いずれかの検査にて遠隔地手数料を加算いたします。

【既存：一戸建て住宅】

現場調査・特定現況検査 ※設計図書があるものに限る

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	現場検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
200㎡以下	330,000	別途見積	別途見積
200超	別途見積	別途見積	別途見積

※設計図書ありとは、新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、かつ現状を正しく表現した図書一式を申請時に参考資料として添付できる場合を指します。

※設計図書がない住宅については、事前にご相談ください。

※建設地が遠隔地の場合は、遠隔地手数料の追加料金が別途必要です。

※特定現況検査は現況検査と同時実施とします。

【既存：一戸建て住宅】

個別性能評価 ※設計図書があるものに限る

(単位：円/税込)

評価項目		手数料
構造の安全に関すること	1-1 耐震等級（構造体の倒壊等防止）	別途見積
	1-2 耐震等級（構造体の損傷防止）	
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
	1-4 耐風等級（構造体の倒壊等防止及び損傷防止）	
	1-5 耐積雪等級（構造体の倒壊等防止及び損傷防止）	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	
火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	88,000/1項目
	2-4 脱出対策（火災時）	
	2-5 耐火等級〔延焼の恐れのある部分（開口部）〕	
	2-6 耐火等級〔延焼の恐れのある部分（開口部以外）〕	
劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	別途見積
維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	88,000
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	別途見積
	5-2 一次エネルギー消費量等級	
空気環境に関すること	6-2 局所換気設備	88,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積
	6-4 石綿含有建材の有無等	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	
光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	88,000
	7-2 方位別開口比	
高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	88,000
防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	88,000

【既存：共同住宅】

現況検査 ※設計図書があるものに限る

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	現場検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
500㎡以下	253,000 (検査料金) +55,000×戸数	別途見積	別途見積
1,000㎡以下	330,000 (検査料金) +55,000×戸数	別途見積	別途見積
4,000㎡以下	352,000 (検査料金) +55,000×戸数	別途見積	別途見積
5,000㎡以下	440,000 (検査料金) +55,000×戸数	別途見積	別途見積
10,000㎡以下	451,000 (検査料金) +55,000×戸数	別途見積	別途見積
10,000㎡超	別途見積	別途見積	別途見積

【既存：共同住宅】

個別性能評価 ※設計図書があるものに限る

(単位：円/税込)

評価項目		手数料
構造の安全に関すること	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)	別途見積
	1-2 耐震等級 (構造体の損傷防止)	
	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
	1-4 耐風等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)	
	1-5 耐積雪等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	
火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	88,000/1項目
	2-4 脱出対策 (火災時)	
	2-5 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部)]	
	2-6 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部以外)]	
	2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	
劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	別途見積
維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	88,000/1項目
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	
	4-3 更新対策 (共用配管)	
	4-4 更新対策 (住戸専用部)	
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	別途見積
	5-2 一次エネルギー消費量等級	
空気環境に関すること	6-2 局所換気設備	88,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積
	6-4 石綿含有建材の有無等	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	
光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	88,000/1項目
	7-2 方位別開口比	
高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	88,000
	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	別途見積
防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	88,000

長期使用構造等確認審査手数料

【新築：一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

区分	床面積合計	単独申請	併願申請
一般の住宅	200㎡以下	66,000	44,000
	200㎡超	110,000	99,000
型式製造者認証の住宅	200㎡以下	44,000	
	200㎡超	55,000	

※長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合は、住宅性能評価業務手数料をご確認ください。

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

【変更：一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

手続きの種類	手数料
計画変更	上記区分の1/2
軽微変更該当証明	11,000

※直前の長期使用構造等確認審査を他機関が行っている場合は新規の手数料表の金額とします

【新築：共同住宅等】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	単独申請	併願申請
500㎡以下	99,000+13,200×戸数	99,000+8,800×戸数
1,000㎡以下	110,000+12,100×戸数	110,000+7,700×戸数
2,000㎡以下	121,000+11,000×戸数	121,000+6,600×戸数
3,000㎡以下	132,000+9,900×戸数	132,000+5,500×戸数
5,000㎡以下	176,000+8,800×戸数	176,000+4,400×戸数
7,000㎡以下	187,000+7,700×戸数	187,000+3,300×戸数
10,000㎡以下	231,000+7,700×戸数	231,000+3,300×戸数
10,000㎡超	別途見積	

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

【型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等】

(単位：円/税込)

1棟の延べ床面積	単独申請・併願申請
1,000㎡以下	88,000+5,500×戸数
1,000㎡超	99,000+5,500×戸数

【その他（共通）】

(単位：円/税込)

手続きの種類	手数料
再交付	4,400
取り下げ届（既に受理・契約した評価料金は返金できません）	0

低炭素建築物技術的審査業務手数料

【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500

【共同住宅等】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	143,000（基本料金）+4,400（戸当料金）×住戸+121,000（共用部料金）
併願申請	4,400（戸当料金）×住戸+121,000（共用部料金）

【非住宅建築物】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	準備中
併願申請	準備中

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とする。（併願申請の場合は、共同住宅の料金とする。）

※他機関にて建築確認申請をされる場合は、審査料金に別途追加料金として一戸建ての住宅にあっては、22,000円（税込）を加算します。

※共同住宅等における他機関にて建築確認申請をされた場合の審査料金は、上表の金額の1.2を乗じた金額を申し受けます。その際、1,000円を上限に切り捨てることができます。

※当機関で適合証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合で一戸建ての住宅にあっては33,000円（税込）、一戸建ての住宅以外にあっては上表の1/2を乗じた金額とします。その際、1,000円を上限に切り捨てることができます。

※適合証を再発行する場合は、一通につき4,400円（税込）となります。

B E L S 評価業務手数料

【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500
計画変更申請	33,000

【共同住宅等】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	143,000（基本料金）+4,400（戸当料金）×住戸数+121,000（共用部料金）※ ※共用部審査が必要な場合のみ加算
併願申請	4,400（戸当料金）×住戸数+121,000（共用部料金）※ ※共用部審査が必要な場合のみ加算

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※当機関が評価書を交付した共同住宅等の計画変更に係る申請料金は、単独申請料金の1/2を乗じた料金とします。なお、計画変更料金については1,000円を上限に切り捨てることができます。

※店舗付き住宅又は長屋住宅は、共同住宅等に含まれます。

※長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とする。（併願申請の場合は、共同住宅の料金とする。）

※共同住宅等は、「住戸のみ」又は「住戸及び住戸の共用部」の評価を行っています。なお、複合建築物（共同住宅等に店舗等が併設された場合）の評価および非住宅部分の評価は行っていません。

※料金には「シール」又は「プレート等」の料金は含まれていません。

※BELS評価書を再発行する場合は、一通につき4,400円（税込）となります。

令和7年4月1日 改定
株式会社 I-P-E-C

住宅性能証明発行業務手数料

【新規：一戸建ての住宅】 ※当機関で建築確認があるものに限る

(単位：円/税込)

区分	手数料	審査省略できる場合の手数料
省エネルギー性	88,000	33,000
耐震性	66,000	33,000
バリアフリー性	66,000	

【新規：共同住宅】 ※当機関で建築確認があるものに限る

(単位：円/税込)

区分	手数料
省エネルギー性	88,000×住戸数
耐震性	別途見積
バリアフリー性（専用部分のみ）	66,000×住戸数

【変更】 ※当機関で建築確認があるものに限る

(単位：円/税込)

区分	手数料
一戸建ての住宅	33,000
共同住宅	33,000×住戸数

【遠隔地手数料】 ※検査毎に加算する

(単位：円/税込)

地域		手数料
京都府	京丹波町	11,000
	京丹後市・与謝野町・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市	22,000
滋賀県	長浜市	11,000
大阪府	下記以外の地域 能勢町・豊能町・島本町・茨木市・高槻市・枚方市・寝屋川市	22,000

※現地検査において、本検査のみの単独検査となる場合は、22,000円（税込）を加算します。

※現場検査の結果、再度の現地検査が必要な場合は、検査毎に22,000円（税込）を検査料金とします。

※当機関で同時に2種類以上の検査を実施する場合は、いずれかの検査にて遠隔地手数料を加算いたします。

※証明書を再発行する場合は、一通につき4,400円（税込）となります。

【参考 受検すべき検査工程】

検査工程	基礎配筋	躯体工事	下地張り	竣工時
耐震性	○	○		△状況により省略可
バリアフリー性			○	○
省エネルギー性			○	○

※申請受付時点で終了している検査工程部分がある場合は、施工状況報告書、現場状況が確認できる工事写真等を提出してください。

住宅省エネルギー性能証明発行業務手数料

【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	77,000
併願申請	27,500

【共同住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	別途見積

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※再発行の手数料は一通につき4,400円（税込）となります。

※建築確認が当機関以外の場合は、¥22,000（税込）を加算します。

※当機関の審査終了後、建築物の計画を変更する場合は一戸建ての住宅にあつては33,000円（税込）とします。

【業務の対象】

次の※1～3を満たす、当機関にて建築確認を取得した住宅とします。

※1 新築の住宅または新築住宅の取得（既存住宅は業務対象としておりません）

※2 家屋番号が付与されたもの又はその予定のもの

※3 現地での現場検査を要しないもの（工事監理報告書等の提出があるもの）

【提出書類】

- ・住宅省エネルギー性能証明申請書
- ・設計内容説明書
- ・工事監理報告書（建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書）
- ・付近見取り図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・証明書等の写し（併願申請で評価書等を活用した場合）
- ・断熱等性能等級の確認に必要な書類※
（仕様書、断面図又は矩計図、外皮計算書、基礎伏図（断熱等に関わる部分がある場合）各種性能の根拠資料等）
- ・一次エネルギー消費量等級の確認に必要な書類※
（一次エネ計算書、各種性能の根拠資料、設備機器表等）
- ・家屋番号が確認できる書類（謄本の写し等）
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証

※評価書等を活用する場合は、一部の図書を省略することが可能となります。

令和7年4月1日 改定
株式会社 I-PEC